

高齢者施設管理者様

高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課長

高齢者施設等におけるマスク着用の考え方について（依頼）

日ごろは県の高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より、マスク着用の考え方について、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする取扱いを令和5年3月13日から適用する旨の通知がありました。

なお、高齢者施設等におけるマスク着用の取扱いについては、下記のとおりとされておりますので、各施設におかれましては、職員をはじめ、利用者のご家族など関係者への周知をよろしくお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における留意点

(1) マスク着用を推奨するケース

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱）

※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

(2) 高齢者施設等の従事者について

高齢者等重症化リスクが高い者が多く、入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨することとされていますので、引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施をお願いします。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等で適宜ご判断ください。

例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においては、マスクの着用を求めない、といった判断が想定されます。

2 厚生労働省関連通知の掲載箇所

長寿社会課ホームページ→新着情報→厚生労働省ほか国からの通知→令和5年2月15日【事務連絡】「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」ほか

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/>